

久喜市議会
令和2年6月定例会議案

議 案 目 録

議案第 36 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第 37 号	専決処分の承認を求めることについて	3
議案第 38 号	専決処分の承認を求めることについて	5
議案第 39 号	専決処分の承認を求めることについて	13
議案第 40 号	専決処分の承認を求めることについて	17
議案第 41 号	専決処分の承認を求めることについて	20
議案第 42 号	専決処分の承認を求めることについて	23
議案第 43 号	専決処分の承認を求めることについて	26
議案第 44 号	令和 2 年度久喜市一般会計補正予算（第 2 号） について	30
議案第 45 号	令和 2 年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第 1 号）について	31
議案第 46 号	久喜市税条例の一部を改正する条例	32
議案第 47 号	久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例	34
議案第 48 号	久喜市介護保険条例の一部を改正する条例	35
議案第 49 号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例	36
議案第 50 号	久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する 条例の一部を改正する条例	38
議案第 51 号	埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について	40
報告第 1 号	継続費逡次繰越額の報告について	42
報告第 2 号	繰越明許費繰越額の報告について	44
報告第 3 号	事故繰越し繰越額の報告について	46
報告第 4 号	建設改良費の繰越額の報告について	48
報告第 5 号	継続費逡次繰越額の報告について	50
報告第 6 号	建設改良費の繰越額の報告について	52
報告第 7 号	専決処分の報告について	54
報告第 8 号	賃貸借契約の締結の報告について	56

議案第36号

専決処分の承認を求めることについて

令和2年度久喜市一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年度久喜市一般会計補正予算(第1号)(別冊)

令和2年5月1日

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

令和2年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(別冊)

令和2年5月1日

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)等の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に久喜市税条例等を改正する必要性が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市税条例等の一部を改正する条例(別紙)

令和2年3月31日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市税条例等の一部を改正する条例

(久喜市税条例の一部改正)

第1条 久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) 土地にあつては、その所在及び地番
- (4) 家屋にあつては、その所在及び家屋番号
- (5) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する

書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第27項を同条第25項とする。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

附則第22条第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改める。

(久喜市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 久喜市税条例等の一部を改正する条例(令和元年久喜市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、久喜市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第2号を次のように改める。

(2) 削除

附則第1条第3号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中久喜市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第5条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中久喜市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2及び附則第4条第1項の改正規定並びに次条、附則第3条第2項及び第3項の規定 令和3年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の久喜市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する

延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第293条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。))又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である久喜市税条例第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)」とする。

4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

6 新条例第48条第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であるこ

とを知った者について適用する。

- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された旧法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、緊急に久喜市都市計画税条例を改正する必要性が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和2年3月31日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第3項を削る。

附則第4項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第5項(見出しを含む。)中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項を附則第5項とする。

附則第7項(見出しを含む。)中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第6項」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第10項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第7項」を「附則第6項」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第11項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「附則第7項」を「附則第6項」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第12項(見出しを含む。)中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項を附則第12項とする。

附則第14項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第16項を附則第15項とする。

附則第17項中「附則第7項及び第9項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第7項及び第10項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第8項、第10項及び第11項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第10項から第12項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第12項」を「附則第11項」に、「附則第13項から第15項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第14項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第18項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第19項を附則第18項とし、附則第20項を附則第19項とし、附則第21項を附則第20項とし、附則第22項を附則第21項とし、附則第23項を附則第22項とし、附則第24項を附則第23項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の久喜市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第 号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

議案第40号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市国民健康保険税条例(平成22年久喜市条例第64号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、緊急に久喜市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和2年3月31日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の久喜市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第41号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例(令和2年久喜市条例第20号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

新型コロナウイルス感染症予防対策及び地域経済対策等に要する経費に充てる基金を設置するため、緊急に久喜市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例を制定する必要性が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例(別紙)

令和2年5月1日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市新型コロナウイルス感染症対策事業基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の急速なまん延により市民生活及び地域経済に甚大な影響を及ぼしている状況に鑑み、これに対する感染症予防対策、地域経済対策等に要する経費に充てるため、久喜市新型コロナウイルス対策事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額及び前条の目的のための寄附金とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 市長は、第1条の目的のため、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市後期高齢者医療に関する条例(平成22年久喜市条例第134号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するため、緊急に久喜市後期高齢者医療に関する条例を改正する必要性が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(別紙)

令和2年5月1日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

久喜市後期高齢者医療に関する条例(平成22年久喜市条例第134号)の一部を次のように改正する。

第7条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 傷病手当金の支給に関する申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

専決処分の承認を求めることについて

久喜市国民健康保険条例(平成22年久喜市条例第142号)の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するため、緊急に久喜市国民健康保険条例を改正する必要性が生じ専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例(別紙)

令和2年5月1日

久喜市長 梅 田 修 一

久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険条例(平成22年久喜市条例第142号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し、3項、見出し及び3項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

- 6 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 7 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。
- 8 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)
- 9 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、第7項の規定

により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 10 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額を、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 11 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の附則第6項から第11項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間にある場合について適用する。

議案第 4 4 号

令和 2 年度久喜市一般会計補正予算（第 2 号）について

令和2年度久喜市一般会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第 4 5 号

令和 2 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

令和2年度久喜市介護保険特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり提出する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

議案第46号

久喜市税条例の一部を改正する条例

(久喜市税条例の一部改正)

第1条 久喜市税条例(平成22年久喜市条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第24項中「をいう」の次に「。第26項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

26 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零)とする。附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 久喜市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第26項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染

症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方税法等が一部改正されたことに伴い、この案を提出するものであります。

議案第47号

久喜市都市計画税条例の一部を改正する条例

(久喜市都市計画税条例の一部改正)

第1条 久喜市都市計画税条例(平成22年久喜市条例第63号)の一部を次のように改正する。

附則第17項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に、「若しくは第61条」を加える。

第2条 久喜市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第17項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

地方税法等が一部改正されたことに伴い、この案を提出するものであります。

議案第48号

久喜市介護保険条例の一部を改正する条例

久喜市介護保険条例(平成22年久喜市条例第144号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和元年度及び」を削り、「21,600円」を「17,200円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」を削り、「21,600円」を「17,200円」に、「30,200円」を「23,000円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」を削り、「21,600円」を「17,200円」に、「38,800円」を「37,400円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び次項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

介護保険法施行令の改正に基づき、第1段階から第3段階までに該当する第1号被保険者の介護保険料を軽減するため、この案を提出するものであります。

議案第49号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第2第80項金額の欄イ中「場合」の次に「(ア(イ)に掲げる場合を除く。)」を加え、同欄イを同欄ウとし、同欄ア中「場合」の次に「(ア(ア)に掲げる場合を除く。)」を加え、「(市長が別に定める部分を除く。以下この項及び第84項において同じ。)」を削り、同欄アを同欄イとし、同欄アとして次のように加える。

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合

a 床面積の合計(市長が別に定める部分を除く。以下この項及び第86項において同じ。)が300平方メートル未満のもの 11,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 31,000円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 94,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円

e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円

f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 235,000円

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 74,500円

e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 94,000円

f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 117,500円

別表第2第81項金額の欄ア(イ) a 中「及びウ(イ)」を削り、第85項金額の欄ウ(イ) a 中「合計」の次に「(市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。bからdまでにおいて同じ。)」を加え、同表第86項金額の欄イ中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」に改め、同欄イを同欄ウとし、同欄ア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」に改め、同欄アを同欄イとし、同欄アとして次のように加える。

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第30条第1項の認定又は同法第31条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,500円

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 47,000円

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 74,500円

e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 94,000円

f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 117,500円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第50号

久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例(平成22年久喜市条例第200号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3の表一般住宅地区の項ア欄第13号、同表沿道住宅地区の項ア欄第7号、同表沿道センター地区の項ア欄第5号及び同表大規模宅地地区の項ア欄第5号中「大分類Lサービス業に分類される」を「による」に改め、同表駅前センター地区の項地区の区分の欄中「駅前センター地区」を「東口駅前センター地区」に改め、同項ア欄第7号中「大分類Lサービス業に分類される」を「による」に改め、同表に次のように加える。

西口駅前センター地区	<ul style="list-style-type: none"> (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) 自動車教習所 (3) 畜舎 (4) 斎場(日本標準産業分類による葬儀業に供する建築物) (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号及び同条第6項各号に掲げる営業の用に供する建築物 (6) 令第130条の9に規定する危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの 	145平方メートル		<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路境界線まで1.0メートル以上でなければならない。 (2) 隣地境界線まで1.0メートル以上でなければならない。 			
------------	--	-----------	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

久喜市地区計画区域内建築物等の制限に関する条例の適用を受ける東鷲宮地区地区計画の内容を変更したことに伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 5 1 号

埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、埼玉縣市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて議決を求める。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約(平成18年指令市第745号)の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「鴻巣行田北本環境資源組合」を「彩北広域清掃組合」に改める。

附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の埼玉県市町村総合事務組合規約の規定は、令和2年4月1日から適用する。

報告第1号

継続費逦次繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により、令和元年度久喜市一般会計予算継続費の逦次繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和元年度久喜市継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
10 教育費	6 保健体育費	学校給食センター整備事業	円 4,660,221,000	円 468,840,000	円 0	円 468,840,000	円 100,000,000	円 368,840,000	円 368,840,000	円 37,040,000	円 0	円 331,800,000	円 0

報告第2号

繰越明許費繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和元年度久喜市一般会計予算繰越明許費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和元年度久喜市繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
			円	円	円	円	円	円	円	
7 商工費	1 商工費	合併10周年記念 プレミアム付商品券発行事業	22,750,000	2,122,000	0	0	0	0	2,122,000	
		プレミアム付商品券発行事業	9,874,000	1,741,000	1,741,000	0	0	0	0	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	17,720,000	9,000,000	0	0	8,100,000	0	900,000	
		市道久喜211号線道路改良事業	33,060,000	33,060,000	0	0	29,800,000	0	3,260,000	
		橋りょう長寿命化修繕事業	53,770,000	35,940,000	0	15,094,000	11,100,000	0	9,746,000	
	4 都市計画費	高柳地区開発整備推進事業	6,588,000	5,423,000	0	0	0	0	5,423,000	
		液状化対策推進事業	699,425,000	546,285,000	526,485,000	0	0	0	19,800,000	
		東鷲宮駅周辺整備事業	133,236,000	133,236,000	0	49,546,000	75,400,000	0	8,290,000	
		佐間・八甫線整備事業	111,410,000	98,049,000	0	13,890,000	75,700,000	0	8,459,000	
		(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園整備事業	53,800,000	53,800,000	0	13,800,000	36,000,000	0	4,000,000	
	10 教育費	1 教育総務費	校内通信ネットワーク整備事業	798,600,000	562,205,000	0	162,805,000	399,300,000	0	100,000

報告第3号

事故繰越し繰越額の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、令和元年度久喜市一般会計予算事故繰越しの繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和元年度久喜市事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	1 総務管理費	公共施設アセットマネジメント推進事業	18,546,000	17,596,700	949,300	0	949,300	0	0	0	0	949,300	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月14日に予定していた講演会の実施を延期したことなどから、スケジュールに変更が生じたため。
10 教育費	2 小学校費	小学校プール改修事業	72,512,000	41,980,000	30,532,000	0	30,532,000	0	0	22,900,000	0	7,632,000	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、中国で部品を生産しているトイレ等の衛生器具の納品に遅れが生じたことから、年度内の完了が困難となったため。

報告第4号

建設改良費の繰越額の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、令和元年度久喜市水道事業会計予算建設改良費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和元年度久喜市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	施設整備事業	円 673,254,200	円 612,650,957	円 58,349,000	円 0	円 0	円 58,349,000	円 2,254,243	円 0	埼玉県橋梁工事が資材調達に不測の日数を要し年度内に完了できなくなったことに伴い、同時並行で進める本市の事業についても繰越せざるを得なくなったため。

報告第5号

継続費逓次繰越額の報告について

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定により、令和元年度久喜市水道事業会計予算継続費の逓次繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和元年度久喜市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度繰 越 額	翌年度繰越額に係る財 源内訳	
				予算計上額	前年度繰越 繰 越 額	計				損 益 勘 定 留 保 資 金	翌年度繰越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入限度額
1 資本的支出	1 建設改良費	吉羽浄水場配水ポンプ 棟築造工事及び場内整 備工事	円 367,365,000	円 10,601,000	円 137,707,000	円 148,308,000	円 147,070,000	円 1,238,000	円 1,238,000	円 1,238,000	円 0
		森下浄水場受変電設備 及び次亜注入設備更新 工事	円 396,253,000	円 209,550,000	円 0	円 209,550,000	円 10,692,000	円 198,858,000	円 198,858,000	円 198,858,000	円 0

報告第6号

建設改良費の繰越額の報告について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、令和元年度久喜市下水道事業会計予算建設改良費の繰越額を、別紙のとおり報告する。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

令和元年度久喜市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明	
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金				
1	資本的支出	1	建設改良費	雨水ポンプ場建設改良事業	60,346,000	13,145,000	47,201,000	0	44,800,000	2,401,000	0	吉羽雨水ポンプ場更新工事の入札不調により、本体工事及び施工監理に時間を要するため。

報告第7号

専決処分の報告について

久喜市同報系防災行政無線設備デジタル化更新工事の請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり工事請負変更契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- | | |
|---------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | 久喜市同報系防災行政無線設備デジタル化更新工事 |
| 2 変 更 請 負 金 額 | 1,240,167,200円 |
| 3 今回変更による増額 | 1,958,000円 |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目8番17号
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部
取締役埼玉事業部長 榑 原 明 |

令和2年2月12日

久喜市長 梅 田 修 一

報告第8号

賃貸借契約の締結の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例(平成29年久喜市条例第20号)第2条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

- | | |
|-----------------|--|
| 1 契約の名称 | 戸籍総合システム用機器等賃貸借 |
| 2 契約の目的 | 賃貸借契約期間が満了する戸籍総合システム用サーバ及びパソコン等を入れ替えることにより、事務環境の充実を図る。 |
| 3 契約の金額 | 44,279,400円
(月額737,990円) |
| 4 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 5 契約の相手方の住所及び氏名 | 埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2
東京センチュリー株式会社 大宮支店
大宮支店長 阿部恒夫 |
| 6 契約締結の年月日 | 令和2年2月3日 |
| 7 契約の期間 | 令和2年3月1日から令和7年2月28日まで |

令和2年6月8日提出

久喜市長 梅田修一